

2026年度 水質検査計画

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び浄水の水質状況と管理上の留意点
4. 検査地点
5. 検査項目と検査頻度
6. 検査方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
8. 臨時の水質検査
9. 水質検査の精度と信頼性の確保
10. 関係機関との連携
- 「別紙1」配水系統と検査地点
- 「別紙2」水質検査項目一覧表
- 「別紙3」2022～24年度水質検査結果表

伊豆高原水道事業
2026年3月31日作成

1. 基本方針

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、清浄で安全な水として供給できるようにするために必要不可欠なものです。健康的かつ文化的な生活を営む上で欠くことのできない水道水の安全性を保障するものでもあります。

伊豆高原水道事業では、水質検査の適正化と衛生的で良質な水の供給をめざし、原水及び浄水の状況を踏まえて水質検査計画を策定しました。

① 検査地点

水質基準が適用される給水栓（蛇口）及び水源とします。

② 検査項目

「別紙2」にある水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とします。

③ 検査頻度

給水栓では、水道法に基づき、色・濁り・残留塩素の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号）について1日1回行います。

また、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・pH値・味・臭気・色度・濁度の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号）については、月1回行います。その他の項目の検査については、「別紙2」に掲げる検査頻度により行います。

2. 水道事業の概要

水源は、池水系の地下水を水源とし、池1号水源地（φ300×360m）及び池2号水源地（φ300×101m）の深井戸に設置した取水ポンプにより揚水し、池2号水源地で混合、ここで塩素消毒を行い、送水ポンプにて配水池へ送水し、自然流下方式により各家庭へ給水します。

▼▲給水状況▼▲

普及率	100	%
給水戸数	2,444	戸
計画1日最大給水量	4,900	m ³
1日最大給水量	3,960	m ³
1日平均給水量	3,090	m ³

▼▲浄水施設の概要▼▲

水道名	伊豆高原上水道
水源	池1・2号水源地
所在地	伊東市池
原水の種類	地下水（天城山水系）
施設能力	4,900 m ³ /日
浄水池	20 m ³
ろ過器	—
浄水処理方式	塩素滅菌のみ

※2024年度末の数値です。

3. 水道の原水及び浄水の水質状況と管理上の留意点

【原水】各水源は、地下360m、101mの深井戸で、水質はいたって良好です。水源周辺に汚染源はなく、汚染要因は特にありません。

【浄水】過去の検査結果から水質基準を十分満たしており、安全で良質な水です。

原水水質が良好なことから、浄水方法は塩素消毒のみを行っています。

4. 検査地点

① 給水栓（蛇口）

浄水省略不可項目検査のうち、毎月実施の検査、年1回の全項目検査、3ヶ月に1回の検査の採水地点として、1箇所を設定しました。

・伊豆高原分譲地第25次管末

また、水道法に基づく1日1回の検査については、上記の採水地点の他に2箇所を設定しました。

・伊豆高原分譲地内伊豆急ハウジング本社、池水源送水ポンプ場

② 水源（水源内取水ポンプ）

安全で良質な水道水の供給には水源の水質が影響を与えるため、原水の検査地点は、各水源内にある取水ポンプに付属する給水栓とし、そこから採水して検査試料とします。

5. 検査項目と検査頻度

① 検査項目（「別紙2」参照）

(1) 水質基準項目

水道法で検査が義務づけられている項目です。浄水の水質検査については、水質基準52項目全ての検査を行います。原水の水質検査については、40項目の検査を行います。

(2) 毎日検査項目

水道法で検査が義務づけられている3項目（色、濁り及び残留塩素）について検査を行います。

(3) その他の項目

クリプトスポリジウム（病原微生物）の指標菌である大腸菌、嫌気性芽胞菌について検査を行います。

② 検査頻度（「別紙2」参照）

(1) 水質基準項目

法令に基づく検査項目No.1、2、39、47～52の検査は、毎月1回行います。

法令に基づく検査項目No.7、10、20、22～32の検査は3ヶ月に1回行います。

法令に基づく検査項目のうち、水道法施行規則第15条第1項に基づき「検査回数の減」が適用できる項目についても、水が良質なものであることを確認し、安定した供給を保つことができるよう頻度の減を制限し、年1回は水質検査を行います。

(2) 毎日検査項目

色、濁り及び残留塩素の検査は、1日1回行います。

(3) その他の項目

クリプトスポリジウム等（病原微生物）の指標である指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査は、1年に4回、2箇所の水源で行います。

6. 検査方法

毎月検査、3ヶ月に1回の検査、年に1回の検査については、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた登録検査機関に委託して（臨時の水質検査含む）実施します。

- (1) 検査試料の採取については、業務委託先係員が行います。
- (2) 検査試料の受け渡しについては、受け渡し日程に従い、検査委託先係員に受け渡しを行います。
- (3) 検査試料の運搬については、検査委託先係員が行い、保冷箱等で保冷し、破損防止措置を施し、速やかに運搬します。
- (4) 検査試料の容器の種類および本数については、下表のとおりとします。

検査項目数 試料容器の種類	浄水 52 項目	浄水 23 項目	浄水 9 項目	原水 40 項目	原水 指標菌 2 項目
1L ポリ瓶		1			
3L 角ポリ瓶	1			1	
1L ガラス瓶	4	1	1	4	
袋入り 100ml ガラス瓶	4	4		2	
100ml 褐色ガラス瓶	3	2		2	
100ml ポリ瓶（アセトン洗浄）	2	2		2	
袋入り 200ml ポリ滅菌瓶	1	1	1	1	
袋入り 500ml ポリ滅菌瓶					1

7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

2026 年度の水質検査計画、2022～24 年度水質検査結果（「別紙 3」）は伊豆急行株式会社ホームページまたは業務委託先の株式会社伊豆急コミュニティー業務課にて公表し、配布しております。

8. 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に応じた浄水処理を行うことができず、給水栓から出た水で水質基準値を超えるおそれがある場合、必要に応じて臨時の水質検査を実施します。

- ① 原因不明の色や濁り、臭気の発生など、水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常が認められたとき
- ③ 水道利用者で消化器系感染症が流行したとき
- ④ 配水管の大規模な工事をしたとき
- ⑤ その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき

なお、臨時に実施する水質検査の項目については、原則、水質基準全項目について行います。この検査は、水質異常の収束または改善が認められ、安全な水道水が再び供給できるようになるまで行います。

9. 水質検査の精度と信頼性の確保

委託検査機関との調整に努め、正確かつ精度の高い検査に留意しています。水質検査結果の根拠となる書類、内部精度管理、外部精度管理の実施状況及びその結果等の報告を求めるなど、日常業務確認調査を実施し、水質検査の測定値の信頼性を確保します。

10. 関係機関との連携

① 検査の実施等について

水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託検査機関である国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた登録検査機関並びに静岡県東部健康福祉センターと連携を図って実施します。

② 検査の結果及び計画の見直し等について

委託検査機関による検査結果の報告について、直ちにその内容を評価し、不適な項目があった場合は、改善に努めるなど適切に対処します。その際、必要に応じて保健所や委託検査機関等から指導や助言を受けながら行います。

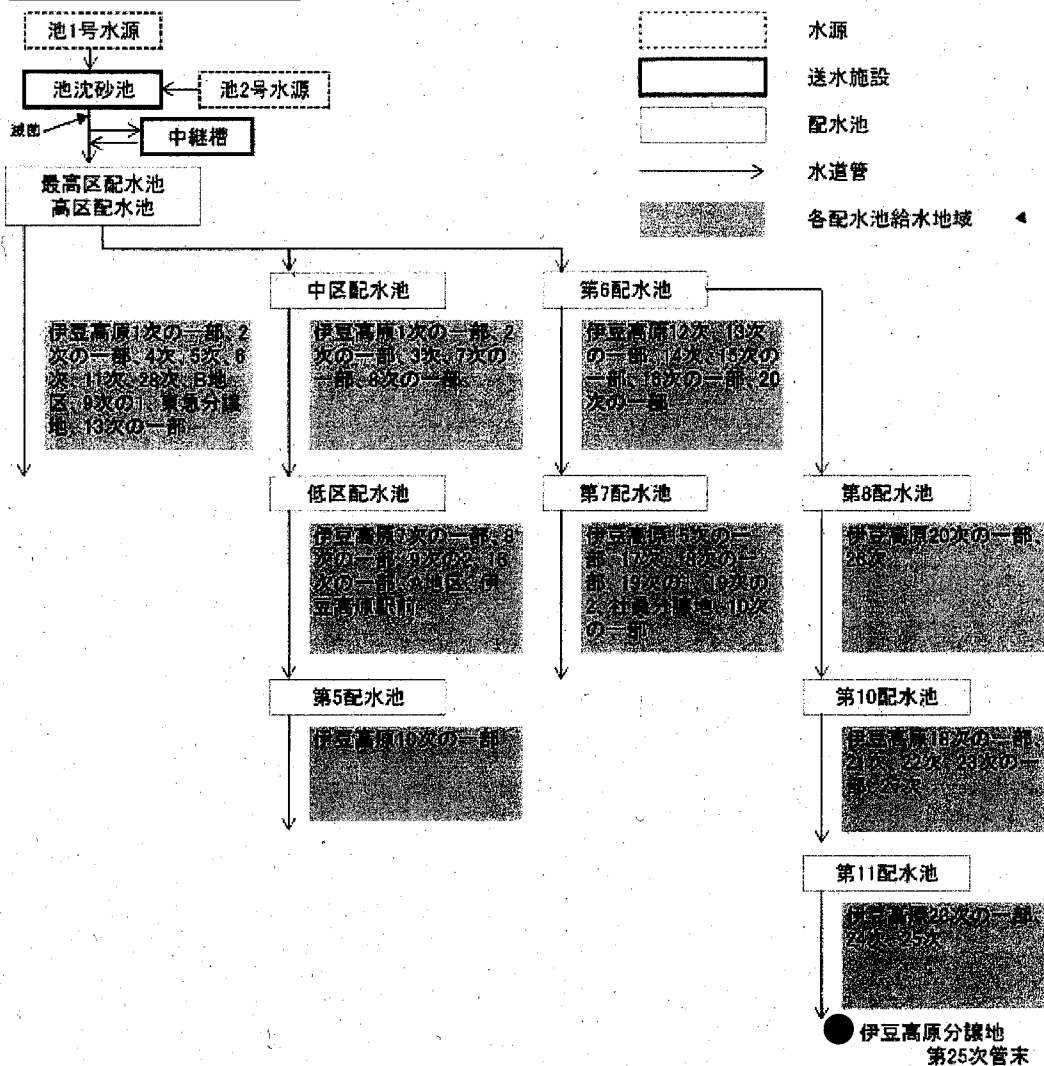
また、年間の検査結果が判明した時点でそれらを総合的に判断し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

③ 水質異常発生時について

水源や水源周辺において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、静岡県東部健康福祉センター等に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。

配水系統と検査地点

伊豆高原水道事業給水系統図



※ ●は毎月1回実施する浄水省略不可9項目検査の採水地点を示し、その他年1回実施の浄水全項目(52項目)検査、3ヶ月に1回実施の浄水省略不可12項目検査についても「伊豆高原分譲地第25次管末」にて採水する。

また、年1回実施の原水全項目検査、年4回実施の指標菌検査については、上記各水源地「池1号水源」、「池2号水源」において採水を行うものとする。